

○厚生労働省告示第百七十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 L-アスパラギン酸カルシウム
- 四 アゼラスチン
- 五 アモロルフイン

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 六 | アルミノプロフェン |
| 七 | アンブロキソール |
| 八 | イコサペント酸エチル |
| 九 | イソコナゾール |
| 十 | イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏 ^{のう} 薬に限る。） |
| 十一 | イブプロフェン |
| 十二 | イブプロフェンピコノール |
| 十三 | インドメタシン |
| 十四 | ウフェナマート |
| 十五 | エキサラミド |
| 十六 | エコナゾール |
| 十七 | エバスチン |
| 十八 | エピナスチン |
| 十九 | エプラジノン |
| 二十 | エメダスチン |
| 二十一 | オキシコナゾール |

二十二 オキシメタゾリン
二十三 オキセサゼイン
二十四 カルボシスティイン
二十五 クロトリマゾール
二十六 クロモグリク酸

(脛力カンジダ治療薬に限る。)

二十七 ケトチフエン
二十八 ケトプロフエン
二十九 ゲファルナート
三十 シクロピロクスオラミン
三十一 ジクロフェナク
三十二 シメチジン
三十三 ジメモルファン
三十四 スルコナゾール
三十五 セチリジン
三十六 セトラキサート
三十七 ソイステロール

三十八	ソファルコン
三十九	チオコナゾール
四十	チキジウム
四十一	チメビジウム
四十二	テプレノン
四十三	テルビナフィン
四十四	トラニラスト
四十五	トリアムシノロンアセトニド
四十六	トリメブチン
四十七	トルシクラート
四十八	トロキシピド
四十九	ニコチン
五十	ニザチジン
五十一	ネチコナゾール
五十二	ピコスルファート
五十三	ビソキサチン酢酸エステル

五十四	ビダラビン
五十五	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
五十六	ビホナゾール
五十七	ピレンゼピン
五十八	ピロキシカム
五十九	ファモチジン
六十	フェキソフェナジン
六十一	フェルビナク
六十二	ブチルスコポラミン
六十三	フツ化ナトリウム（洗口液に限る。）
六十四	ブテナフィン
六十五	プラノプロフェン
六十六	フラボキサート
六十七	プレドニゾロン吉草酸エステル
六十八	ブロムヘキシン
六十九	ベクロメタゾンプロピオニ酸エステル

七十	ヘブロニカート
七十一	ベポタスチン
七十二	ペミロラストカリウム
七十三	ポリエチレンスルホン酸
七十四	ポリエンホスファチジルコリン
七十五	ミコナゾール
七十六	メキタジン
七十七	メコバラミン
七十八	ユビデカレノン
七十九	ラニチジン
八十	ラノコナゾール
八十一	ロキサチジン酢酸エステル
八十二	ロキソプロフェン
八十三	ロペラミド
八十四	ロラタジン